



會計理論



企業会計原則に規定されている一般原則

- 1 真実性の原則
- 2 正規の簿記の原則
- 3 資本と利益の区別の原則
- 4 明瞭性の原則
- 5 継続性の原則
- 6 保守主義の原則
- 7 単一性の原則

不動産販売会社が保有する

- ・ 分譲用不動産→棚卸資産に該当し、流動資産に計上する。
- ・ 賃貸用不動産→棚卸資産に該当せず、固定資産に計上する。

所有する議決権が50%以下であっても、／高い比率の議決権を有し、かつ、支配している一定の事実が認められる場合は、子会社となる。

A社の役員または元役員が、B社の取締役の過半数を占めている。

→「支配している一定の事実」に該当する。

120回②

税効果会計の対象となる税金(法人税等)には、

- ・ 法人税
- ・ 都道府県民税
- ・ 市町村税
- ・ 利益に関連する金額を課税標準とする事業税

が含まれるが、消費税は含まれない。

「税効果会計に係る会計基準注解（注1）」参照

営業資産の減少は、キャッシュ・フローの増加要因になる。

営業負債の減少は、キャッシュ・フローの減少要因になる。

<資産・負債アプローチ>

利益を特定期間における資産・負債の増減に着目して定義しようとする考え方である。資産・負債アプローチによる利益概念は、包括利益と結びつく。

資産：

資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。

負債：

負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務などをいう。

純資産：

純資産とは、資産と負債の差額をいう。

株主資本：

株主資本とは、「純資産のうち、報告主体の所有者である株主に帰属する部分」をいう。

包括利益：

包括利益とは、「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主および将来株主になり得るオプションの所有者との直接的な取引（増資や新株予約権発行など）によらない部分」をいう。

純利益：

純利益とは、「包括利益のうち、その期間にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分」をいう。

純利益は、純資産のうち、株主資本だけを増減させる。

純利益は、収益から費用を控除して求められる。

1

株式交付費は、新株の発行または自己株式の処分に係る費用であり、原則として支出時に費用として処理するが、／繰延資産に計上することも認められている。

2

発生主義の原則とは、「費用収益の計上時点を、現金収支の有無にかかわらず、その発生の事実にもとづいて行うこと」を要求する原則である。

3

国庫補助金や工事負担金等を受けて資産を取得した場合、／その国庫補助金等に相当する額を、当該取得原価から控除することが認められている。これを圧縮記帳という。

4

取得とされた企業結合において、／被取得企業の資産・負債を、原則として企業結合日における時価で算定する。この方法をパーチェス法という。

5

ストック・オプションは、権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。

1

連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去する。

2

株式交付費は、新株の発行および自己株式の処分のために支出した費用を計上する。

3

「貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、／主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由」を報告するために作成する財務諸表を、株主資本等変動計算書という。

4

ゴルフ会員権は、貸借対照表上、固定資産の部の投資その他の資産に計上する。

5

キャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュの範囲は、現金及び現金同等物である。

個別貸借対照表の純資産の部は、
株主資本と、評価・換算差額等および新株予約権に区分される。

これに対して、連結貸借対照表の純資産の部は、
株主資本とその他の包括利益累計額、新株予約権および少数株主持分に区分される。

また、評価・換算差額等には記入されないが、その他の包括利益累計額に記入されるものとして、例えば為替換算調整勘定をあげることができる。